

# 保育所等入所申込書記載内容変更届

年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ (呼) \_\_\_\_\_

教 育 長 様

保育所等入所申込書の記載内容が変更となりますので、下記のとおりお届けします。

記

入所児童	氏 名(ふりがな)	生年月日	年 齢	性 別	入所保育所
		年 月 日	歳	男・女	
変更事項 (該当番号に○)	区 分	変更内容			変更理由
1. 世帯員の状況	保 護 者 名	変更前	入所児童との続柄 ( )		
		変更後	入所児童との続柄 ( )		
	氏 名	変更前	入所児童との続柄 ( )		
		変更後	入所児童との続柄 ( )		
	増 減	追 加	入所児童との続柄 ( )		
		削 除	入所児童との続柄 ( )		
2. 住所・電話番号	変更前				
	変更後				
3. 保育の実施要件	変更前				
	変更後				
4. 保育の実施 希望期間	変更前	年 月 日			
	変更後	年 月 日			
5. 就労先(父・母)	変更前				
	変更後				
6. 生活保護の状況		開始 ・ 廃、休止			
7. その他の事項	変更前				
	変更後				
変更事由の発生日		年 月 日		教育委員会 受付年月日	年 月 日

(注 意)

- ① 入所申込時に提出された必要書類の記載内容に変更が生じた場合は、変更のあった内容に応じて届出が必要になります。

【入所前】

審査に影響がする可能性があるため、変更が分かった時から速やかに届出をお願いします。

【入所後】

「保育要件」の変更や、「保育必要量（標準時間・短時間）」に変更があり、それが事前に分かっている場合は、変更事由発生以前の届出が必要になります。事前に分からない場合は、変更事由発生後速やかに届出をお願いします。

また、保育要件や保育必要量に変更はないものの、就労先が変わった（転職）、異動があり勤務先住所や勤務時間が変わったなど、すでに提出されている書類の内容に変更がある場合も、変更事由発生後10日以内の届出が必要になります。

- ② この用紙の記入方法は次のとおりです。
- a. 届出年月日、保護者住所・氏名・電話番号（届出年月日時点でのもの）、入所児童の氏名・生年月日・年齢・性別・入所保育所を記入してください。
  - b. 変更事項を○で囲み、変更内容、変更理由を記入してください。
  - c. 事由の発生した（する）年月日を記入してください。
- ③ 変更となる事項については、変更内容を証明する証明書を添付してください。（1. 世帯員の状況、2. 住所・電話番号のみ変更の場合を除く）
- ④ 変更があったにもかかわらず、届け出がない場合には「虚偽の申込」として退所していただくことがあります。

【備考】

(保育の実施要件)

① 就労

1か月に64時間以上労働することを常態としていること。

② 妊娠・出産

妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

③ 疾病・障害

疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

④ 介護・看護

長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護し、又は看護していること。

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。

⑥ 求職活動

求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

⑦ 就学

就学（職業訓練を含む。）していること。

⑧ 虐待・DV

虐待やDVのおそれがあること。

⑨ 育児休業

育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。

⑩ そ の 他

町長が認める①～⑨に類する状態にあること。

【お問い合わせ】

〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 子育て支援課

TEL 961-5151（代表）

TEL 962-7461（直通）